

金融システム改革法（平成10年）による証券投資信託法改正の考え方

証券投資信託を従来にも増して魅力あるものとする

制度の整備・充実が必要

- ・ 投資家ニーズの多様化、グローバル化等に対応した効率的な運用を可能に
- ・ 一層の競争を促進しつつ、必要な投資家保護を図る

証券投資信託法の抜本改正

金融システム改革法による投資信託ディスクロージャーの整備

事前予防的監督から事後チェック重視の行政へ

投資家への十分な開示を前提に商品設計の創意工夫を可能に

信託約款の承認制の廃止

証取法第 2 章の公衆縦覧型ディスクロージャーの適用

受益者へのディスクロージャーの拡大（運用報告書等）

(注)なお、証取法上のディスクロージャーの適用については平成 12 年 11 月までの経過措置を設けた。

我が国における投信目論見書制度

1 経緯

平成 10 年の金融システム改革の一環として、国内投資信託証券について、証券取引法第 2 章のディスクロージャー制度が適用された。

これにより、発行価額又は売出価額の総額が 1 億円以上の国内投資信託証券の募集又は売出しを行う場合には、有価証券届出書を提出しなければならないこととされた（法 4 ）。

2 目論見書制度

目論見書は、有価証券の募集又は売出し等のために、その相手方に提供する当該有価証券の発行者の企業内容等に関する事項等を説明した勧誘文書である。

発行市場において、有価証券届出書は財務局等の一定の場所において公衆の縦覧に供される間接的な開示書類であるのに対し、目論見書は、直接、投資者に交付される直接的な開示書類である。

3 目論見書の作成義務

有価証券届出書の提出義務のある有価証券の募集又は売出しを行う場合には、目論見書の作成が義務付けられている（法 13 ）。

4 目論見書の記載内容

目論見書には、有価証券届出書(訂正届出書を含む。)に記載すべき事項に関する内容を記載することとされ(法 13) 原則、「有価証券届出書の記載項目 = 目論見書の記載項目」とされている。

なお、有価証券届出書の記載項目のうち投資情報として投資者に直接開示する必要性が低いと考えられる情報については、目論見書の記載事項から除くものとされており、内国投資信託受益証券の場合、「内国投資信託証券事務の概要」及び「委託会社の経理状況」とされている(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(以下「特定有価証券開示府令」という。)15、第四号様式)。

5 目論見書の交付義務

発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関は、届出を要する有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合には、目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない(法 15)。既に開示された有価証券を売出し(1億円以上)により受け付ける場合も同様である。

なお、次の場合には交付義務が免除されている(法 15 、特定有価証券開示府令 18)。

証券会社又は登録金融機関が他の証券会社又は登録金融機関に取得させ、又は売り付ける場合

発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関が適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合(当該適格機関投資家から目論見書の交付を求められた場合を除く。)

国内投資信託証券に係る有価証券届出書の受理件数

年	平成 10 年	11 年	12 年
件 数	1 4 件	3 4 4 件	1 , 4 4 4 件